# 令和４年度高畠町ひとり親家庭生活応援給付金等事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の親が就業に結びつきやすく、かつ、生活の安定に資する資格を取得するため養成機関で修業する際に生活応援給付金、住まい応援給付金及び通学応援給付金を支給することで、修業期間における生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にし、自立を促進することを目的とする事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　支給対象者は次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

（１）ひとり親生活応援給付金（以下「生活応援給付金」という。）　高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号。以下「法」という。）第３１条第２号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第３１条の１０において準用する法第３１条第２号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。）の支給を受ける者

（２）ひとり親住まい応援給付金（以下「住まい応援給付金」という。）　高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者で、民間賃貸住宅（町内に所在する民間の借家、アパート等をいい、勤務する事業所の社宅、社員寮等及び雇用促進住宅等の公共的な住宅等を除く。）に住民登録があり、他の公的制度による家賃補助等を受けないもの

（３）　ひとり親通学応援給付金（以下「通学応援給付金」という。）　高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者で、居住地から養成機関までの経路距離が片道30㎞以上ある者。ただし、修学形態が通信制の者は対象としない。

（支給額）

第３条　支給額は次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）生活応援給付金　月額５万円

（２）住まい応援給付金　月額２万円。ただし、家賃が２万円に満たない場合は、家賃として支払った額

（３）通学応援給付金　月額上限２万円（支給額の算定方法は次のとおり。なお、１日も出席日数がない月については支給しないものとする。）

ア　公共交通機関を利用する場合

最長期間の通学定期券の金額を１カ月当たりに換算した金額を支給する。

イ　自家用車を利用する場合

居住地から養成機関までの最短経路距離km（１km未満切捨て）×30円×20日（一律）

ウ　公共交通機関と自家用車を併用する場合

上記ア及びイによりそれぞれ積算し合算

（支給申請）

第４条　給付金の支給を受けようとする者は、町長に対して、別記様式第１号「生活応援給付金等支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。なお、支給申請は修業を開始した日以後に行うことができるものとする。

２　支給申請書の提出に際しては、次の書類を提出しなければならない。

ただし、公簿等によって確認できる場合は添付書類を省略して差し支えない。

（１）生活応援給付金　高等職業訓練促進給付金の給付を受けていることを明らかにする書類

（２）住まい応援給付金

ア　高等職業訓練促進給付金の給付を受けていることを明らかにする書類

イ　民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

（３）通学応援給付金

ア　高等職業訓練促進給付金の給付を受けていることを明らかにする書類

イ　公共交通機関を利用する場合は、購入した通学定期券の写し

なお、通学定期券を購入するたびに、写しを提出すること。

ウ　居住地を確認できる書類

（支給の決定）

第５条　町長は、支給申請があった場合は、当該ひとり親家庭の親が支給要件に該当しているかを審査し、別記様式第２号「生活応援給付金等支給決定通知書」によりその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知するものとする。

（給付金の支給）

第６条　受給者は、原則として毎月１０日までに町長に対して別記様式第３号「生活応援

給付金等請求書（以下「請求書」という。）を提出するものとする。

２　町長は、前項の請求書の提出を受けた場合は、口座振替の方法により、前月分の生活応援給付金、住まい応援給付金及び通学応援給付金を月末までに支給するものとする。

（受給資格喪失等の届出）

第７条　受給者は、高等職業訓練促進給付金の支給を受けなくなったこと、民間賃貸住宅に住民登録がなくなったことにより第２条各号に該当しなくなった場合は、やむを得ない事由があるときを除き、１４日以内に別記様式第４号「生活応援給付金等受給資格喪失届」（以下「資格喪失届」という。）により届け出なければならない。

（支給決定の取消）

第８条　町長は、受給者が第２条各号に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消さなければならない。

２　町長は、前項の規定により支給決定の取消しをしたときは、その旨を遅滞なく当該対象者に通知しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、ひとり親家庭生活応援給付金等事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）

# 生活応援給付金等支給申請書

年　　月　　日

高畠町長　　殿

申請者氏名

（生活応援給付金・住まい応援給付金・通学応援給付金）の支給を受けたいので下記により申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">①氏名</td><td>フリガナ<br><br></td><td>②生年月日</td><td colspan="2">昭和・平成＿＿＿年<br>＿＿＿月＿＿＿日生<br>（　　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="2">③住所</td><td colspan="3">（〒　　－　　）</td><td>電話　（　　）<br>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">④養成機関及び修業内容について</td><td>養成機関名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">電話　（　　）<br>－</td></tr>
<tr><td>修業期間</td><td>年　　月　　日<br>～　　年　　月　　日</td><td>養成区分</td><td colspan="2">昼間　・　夜間</td></tr>
<tr><td>修業に係る資格</td><td colspan="4">看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士<br>・その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤希望する支払金融機関（郵便局の場合は他行からの振込用口座番号を記入すること。）</td><td colspan="2">金融機関名</td><td colspan="3">口座の種類　普通・当座・その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">支店名</td><td colspan="3">口座番号</td></tr>
<tr><td colspan="5">口座名義（フリガナ）</td></tr>
<tr><td colspan="6">（備考）</td></tr>
</table>

別記様式第１号（第４条関係）

【通学応援給付金申請の場合記入】

<table>
<tr><th colspan="2">通学方法</th><th>居住地～養成機関までの距離（片道）（1㎞未満切捨）</th><th>算　定　式</th><th>認定額<br>（千円未満切捨て）</th></tr>
<tr><td colspan="2">自動車</td><td>km<br>(A)</td><td>＿＿＿＿km(A)×30円×20＝＿＿＿＿＿円(B)</td><td>※<br>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共交通機関</td><td>km</td><td></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">鉄　道</td><td>購入区間（駅名）</td><td>駅　～　　駅</td></tr>
<tr><td>有効期間</td><td>年　月　日　～　年　月　日</td></tr>
<tr><td>購入月数<br>（○をしてください）</td><td>１　・　３　・　６　カ月</td></tr>
<tr><td>定期券金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>※　算　定<br>（6カ月定期を基準）</td><td>定期券金額÷月数＝　　円<br>(C)　※<br>（　　円）（６月）</td><td>※<br>円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">バ　ス</td><td>購入区間<br>（停留所名）</td><td>～</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>有効期間</td><td>年　月　日　～　年　月　日</td></tr>
<tr><td>購入月数<br>（○をしてください）</td><td>１　・　３　・　６　・　１２　カ月</td></tr>
<tr><td>定期券金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>※　算　定<br>（最長期間定期を基準）</td><td>定期券金額÷月数＝　　円<br>(D)　※<br>（　　円）（　　月）</td><td>※<br>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">併用利用</td><td></td><td>(B)＋(C)＋(D)　＝　　円</td><td>※<br>円</td></tr>
</table>

※印の欄は記入しないでください（市町村担当課記入）

別記様式第２号（第５条関係）

# 生活応援給付金等支給決定通知書

<table>
<tr><td rowspan="2">①氏　　名</td><td>フリガナ</td><td rowspan="2">②生年月日</td><td rowspan="2">昭和・平成____年<br>____月____日生<br>（　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>③住　　所</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td><td>電話　（　　）<br>－</td></tr>
<tr><td>④種　　別</td><td colspan="3">（生活応援給付金・住まい応援給付金事業）</td></tr>
<tr><td>⑤支給期間</td><td colspan="3">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>⑥支 給 額</td><td colspan="3">月額　　円</td></tr>
<tr><td colspan="4">※備考</td></tr>
</table>

先にあなたから提出のありました生活応援給付金等支給申請書に基づき審査を行った結果、上記のとおり支給を決定したので通知します。

年　　月　　日

高畠町長　　印

（注意）

１　給付金については、生活応援給付金等支給申請書に記載の口座に振り込みます。

２　次の場合は、14 日以内に生活応援給付金等受給資格喪失届を提出してください。

①　高等職業訓練促進給付金の支給を受けなくなった場合

②　民間賃貸住宅に住民登録がなくなった場合

③　通学距離が片道 30 ㎞未満となった場合

別記様式第３号（第６条関係）

# 生活応援給付金等請求書

年　　月　　日

高畠町長　殿

住所

氏名

　　年　　月分の（生活応援給付金・住まい応援給付金・通学応援給付金）について、下記により請求します。

記

金　　円也

（注意）

　通学応援給付金の給付を受ける者で、通学定期券使用の場合は、通学定期券の購入のたびに、その写しを提出してください。

別記様式第４号（第７条関係）

# 生活応援給付金等受給資格喪失届

年　　月　　日

高畠町長　　殿

申請者氏名

下記のとおり（生活応援給付金・住まい応援給付金・通学応援給付金）を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">①氏名</td><td>フリガナ</td><td rowspan="2">②生年月日</td><td rowspan="2">昭和・平成＿＿＿年<br>＿＿月＿＿日生<br>（　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>③住所</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td><td>電話　（　　）<br>－</td></tr>
<tr><td>④受給資格がなくなった理由</td><td colspan="3">ア　高等職業訓練促進給付金の支給を受けなくなったため。<br>イ　民間賃貸住宅に住所を有しなくなったため<br>ウ　通学距離が片道 30 km未満となったため</td></tr>
<tr><td>⑤理由が発生した日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
</table>